

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ及び民間従業員のデータ

岩 倉 市				民 間		
職種	職員数	平均年齢	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
全体	38 人	43.6 歳	328,455 円			
清掃職員	14 人	47.3 歳	394,005 円	廃棄物処理業従業員	43.0 歳	343,700 円
学校給食員	10 人	35.5 歳	260,117 円	調理士	40.9 歳	282,100 円
用務員	4 人	53.7 歳	326,520 円	用務員	54.4 歳	231,200 円
自動車運転手	1 人	57.2 歳	X	自家用乗用自動車運転者	50.4 歳	309,200 円
その他	9 人	40.8 歳	280,285 円			

- * 岩倉市のデータは、平成 19 年 4 月 1 日現在のものです。
- * 民間データは「賃金構造基本統計調査(総務省再集計)」のデータを使用しています。(平成 16 年～18 年の 3 ヶ年平均の数値)
- * 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支給する扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当等のすべての諸手当を合計した額の平均です。
- * 個人が特定されるものについては公表しません。(2 人以下の項目)
- * 職種の中のその他とは、ボイラー技師、保育園の調理員です

(2) 職種ごとの年齢別人数

(単位：人)

	20 歳	20 歳	24 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	60 歳
	未満	23 歳	27 歳	31 歳	35 歳	39 歳	43 歳	47 歳	51 歳	55 歳	59 歳	以上
全体	0	0	0	5	9	6	3	0	1	5	9	0
清掃職員	0	0	0	0	2	3	1	0	1	4	3	0
学校給食員	0	0	0	4	3	1	1	0	0	1	0	0
用務員	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	0
自動車運転手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
その他	0	0	0	1	3	2	1	0	0	0	2	0

- * データは平成 19 年 4 月 1 日のものです

(3) その他給与に関する事項

給料表

岩倉市職員の給与に関する条例により行政職給料表(二)を適用し、国家公務員の行政職給料表(二)に準じたものとなっています。

手当

地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、期末勤勉手当を該当者に支給しています。

なお、技能労務職に関する特殊勤務手当は下記のとおりです。

手当名称	支給要件	支給単位
自動車運転手手当	臨時にごみの運搬車を運転する業務	日額 200 円

* データは平成 19 年 4 月 1 日のものです

昇給基準

毎年 1 月 1 日に 1 年間の勤務成績に応じて 4 号給 (57 歳以上の技能労務職員については 2 号給) を標準として昇給させています。

2 基本的な考え方

平成 17 年に策定した「岩倉市行政改革集中プラン」に基づき、民間委託等の推進、定員管理の適正化、給与の適正化に努めます。

技能労務職員については基本的には退職者不補充とし、民間委託等を取り入れています。

給与面については、国の給与改定の状況や県、近隣市の動向を見ながら見直しを検討していきます。

3 具体的な取組内容

給料表については、現行どおり国の行政職給料表(二)に準ずることとします。

手当については、平成 17 年 4 月より技能労務職に係る特殊勤務手当である衛生手当の見直しを行い、廃止をしました。給与制度は平成 18 年度の国の給与構造改革に準じて見直しを実施していますが、今後も社会情勢や国、県、他市の状況を参考に見直しを行い、適正化を図っていきます。

4 その他

技能労務職については、退職者不補充としているため、現在もごみ収集業務の一部民間委託や、施設の管理委託の導入を行っています。今後も可能な業務においてはこれを推進していきます。